



三郷っ子

安曇野市立三郷小学校

学校だより No. 7

2025年11月17日 発行

11月は人権教育強調月間です

11月4日(火)～11月28日(金)は、人権教育強調月間です。この月間中は、以下のような人権教育にかかわる様々な学習が計画されています。

① なやみごと相談カード

紙で全員に配布し、友だちや先生、その他の悩みやいやなことについて記入してもらいます。書かれた内容によっては、個人面談を行い、丁寧に聞き取りをしながら必要な対応をします。

② 学年ごとの人権教育的な取り組み

ありがとうのメッセージ、標語、ポスター、俳句、絵手紙、短歌、詩など、学年ごとに人権教育的な取り組みを行い、教室や廊下に掲示をします。※各学年で作成した掲示物は、三郷地域人権学習作品展に展示していただくことになっています。

③ 人権教育の授業

参観日では、人権教育の授業を行います(午前中に持久走記録会がセットになっています)。

参観日の予定: 2・4年:11月21日(金) 5・6年:11月27日(木) 1・3年:11月28日(金)

④ 社会福祉協議会との連携

車椅子やアイマスク体験、ユニバーサルデザインについての学習等を行い、相手の立場に立って考える力を高めます。

⑤ 児童会の取り組み

姉妹学級を中心に異学年での交流を行い、多様な他者を受け入れ、理解していく力を高めていくため、三郷っ子祭り(12月11日)を計画・準備しています。

授業や学校生活、家庭生活の中で、子どもたちが人権とは何かについて知ったり、人権を尊重するということの意味や大切さを学んだりできる月間となるようにしていきたいと思えます。

そもそも人権とは？

この世に生まれた誰もが「自分らしく、楽しく、幸せに生きていく」ための権利です。
人が生まれながらにして持っている、誰にも奪われることのない権利です。

人権は、私たちが安心して幸せに暮らすための土台となるとても大切なものです。

日本国憲法や世界人権宣言などでは、様々な種類の人権が保障されています。

- 自由権: 国家権力の干渉を受けずに自由に考え、行動できる権利。
- 平等権: 法の下に平等であり、差別されない権利。
- 社会権: 人間らしい生活を送るために、国家に働きかけられる権利。
- 参政権: 政治に参加する権利。選挙権、被選挙権。
- 請求権: 国民が国に対して、権利の実現や救済を求める権利。
- 生存権: 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、教育を受ける権利、勤労の権利
- 裁判を受ける権利、国家賠償請求権。
- 思想: 良心の自由、表現の自由、信教の自由、身体の自由。
- 人種、信条、性別、社会的身分、門地による差別の禁止。

人権を尊重するってどういうこと？

人権を尊重するということは、一人ひとりの尊厳(生まれながらに持っている、その人固有の価値や、人間としての尊さ、権利)を大切にすることです。

また、人はそれぞれ異なる価値観を持っています。そうした多様な価値観を受け入れていくことでもあります。

自分の人権を守るためにはどうする？

自分の人権を大切にしてもらい、守るために、自分にできることはなんでしょう。

💡 自分の「大切な権利」を知る 【知る】

まず、自分にはどんな権利があるのかを知ることが大切です。

- 「私には、いじめられない権利がある」
- 「私には、自由に考えて、意見を言う権利がある」
- 「私には、安心して過ごす権利がある」

自分の持っている権利が分かれば、「これは守られるべきことだ」と気づくことができます。

💡 「やめて」、「イヤだ」とはっきり相手に伝える 【伝える】

誰かにいやなことを言われたり、されたりして、自分の人権を侵害されそうになったときは、「やめて」、「イヤだ」と、勇気を出して相手に伝えましょう。

これは、わがままではなく、自分の大切な境界線を守るための行動です。

「伝える」ことで、相手が「これはダメなんだ」と気づくきっかけにもなります。

すぐに「言えない時」や、「言ってもやめてもらえない時」は、どうすればよいでしょう。

💡 信頼できる人に助けを求める 【頼る】

もし、自分一人で解決できない問題や、言ってもやめてもらえないときは、必ず大人に相談します。

<相談してほしい人>

- 家族（おうちの人）
- 学校の先生（担任の先生、保健の先生、話しやすい先生など）
- スクールカウンセラー
- 県や市の相談窓口など（大人と一緒に探してくれる場所）

人権を守ることは、社会全体(学校、家族、国)の責任です。一人で悩む必要はありません。

「助けて」と言うことは、弱いことではありません！

自分の権利を守るための強い行動です！！

自分の人権を守るには、他者の人権も守ることが大切

人権は、誰もが持っている権利です。自分の人権を侵害されたくないのは誰もが思うことですが、そのためには、他者の人権も侵害しないようにしなければなりません。

「あなたが友達を大切にすれば、友達もあなたを大切にしてくれるよ。」ということです。

お互いの人権を大切にしようことで、みんなが幸せに過ごせる場所ができていきます。

ご家庭でも折に触れてお話をさせていただくなど、ご協力をいただけますと幸いです。